

関西こども文化協会 2018 年度方針

子どもの貧困に立ち向かい子どもの権利（願い）を実現させる

1・関西こども文化協会のメインミッション（使命）の確認とビジョンの構築

（1）子どもの権利条約の具現化とは？

子どもたち一人一人（個人）が自分の願いを主張できる市民社会を実現すること。ここで願いとは要求（needs）と書いて良いでしょう。（例えば：He's in great need. 彼はたいへん困窮している。というように願いや要求が欠乏する状態が貧困である。）さらに生活物資の欠乏だけでなく子どもが自己表現、自己主張できない状態も「貧困」（生きにくさ）と捉えて良いでしょう。本協会の取り組みの多くは「子どもの貧困」と向き合ってきたと言えるでしょう。また今後も子どもの貧困を豊かさに転換できる役割をメインミッションとしてもっているのではないのでしょうか・・・。

本協会のミッションをあらためて確認し合うとともに、子どもの現実をリアルに捉えることが重要であり、常に意見交換することが必要です。また当協会のどの事業にも共通すること、それは「子どもの声を聴くこと」にある点をあらためて確認しておこうではありませんか。（例えばと当協会が大阪市内で取り組んでいる「ごはんの会」では料理作りに参加できる子ども食堂を目指しているのも子どもの声を聴くという観点からすすめており子どもの願いをより高めていると言えるのではないのでしょうか。）

最近大阪府下のS市で中学生2,800人から「将来就きたい職業調査」をしたところ、第1希望から第3希望までの段階にも「看護師」という職業が共通して入っており、しかもその理由がどの段階でも「人の役に立つ仕事でやりがいがある」が断然第一位で「給料が高い」が第二位という結果に教育委員会の担当者も「思わず唖った」というエピソードを聴きました。いま、子ども達は多面的に変化しておりその声を正しく受け止める私たちの姿勢こそ問われているのではないのでしょうか。

（2）当協会のビジョン（長期と短期に分けて）

長期的なビジョンと短期的ビジョンの二つに分けて考えてみましょう。

長期的ビジョンを考える上では、NPO法が我が国の国会で成立し今年で20年が経過します。この法律は、「市民社会」の形成を初めて国法上に位置づけた点に大きな意味があります。少し大げさかもしれませんが、それは私たちが国民という存在と同時に市民としても活動し生きる2つの存在を可能にしたと言っても過言ではないと思います。（まもなくNPO法案が1998年3月前後の国会での議論された当時の全記録が公開されるとのことですので注目しましょう。朝日新聞2018・5・8夕刊）

短期的ビジョンについては、本総会の年度方針と事業計画に具体化され本日提案議論されるものです。ただし協会の事業には大きくわけて「自主事業」と国や自治体の「受託事業」があり後者については「制約」もあることは承知しておかなければならないのですが、この「制約」も「市民社会」の成熟化とともに解消される可能性もあることを踏まえてきましょう。

2・2018 年度事業方針

① 子どもの権利条約の社会化をめざす活動

子どもが育つ環境基盤整備を進めていくため、今年度の事業計画においては、行政、並びに他の

NPO・諸団体との協働事業をさらに充実させるとともに、子どもの権利が実現する社会の構築のためにその見直しを検討しアピールしていきます。そのために昨年に引き続き私たち NPO が市民社会で多様な人々との対話をすすめます。

昨年は毎日新聞に協会の事業活動内容が全面的に紹介されるとともに放課後児童支援員認定資格研修事業に関する出版物の発行や事業活動内容(インファerno)の Web 化などを進めました。このように子どもの権利条約実現の視点から意味づけ社会に発信できるように、本年度も幅広い専門家と協力してすすめます。本日総会後のシンポジウムもその一環です。

② 子どもの居場所事業の発展

「つどいの広場」や「非行の子どもをもつ親の会(陽だまりの会)」、「サテライト事業(住吉・住之江)」、「10代の子どもの居場所(ティーンズスペース)事業」、「ご飯の会」を発展させるとともに、ダイヤル「189」をはじめ、24時間電話教育相談に直接寄せられる子どもや親の声を受け止め、子ども・家族への幅広い支援に取り組みます。これらの事業の成果と教訓についても専門家との協力をすすめます。さらに中高生の居場所と新たな学習活動の場としての「旭自由学院」の発展に尽力します。

③ 電話相談事業の充実・発展

24時間電話相談事業、児童虐待の相談活動(189)事業など電話相談事業の在り方を検討し、全国各地の事例にも学び理念・システム(相談員研修、相談員システム)などの検討を行うとともに、その事業の成果を社会に発信するための検討を行います。とくに「安全確認事業」に関しては今後の対応を検討します。

④ 子どもの放課後空間を充実させる活動の発展

本協会は、子どもの放課後空間を充実させるために、放課後空間に関わる各種専門家との協同研究さらに発展させます。大阪府放課後児童支援員認定資格研修事業をはじめ東大阪市留守宅家庭児童支援員研修事業については引き続き、大阪府・東大阪市をはじめ社団法人日本学童保育士協会ならびに中野子ども病院との連携をすすめます。

⑤ 若いスタッフが活躍する取り組みと支援活動

若いスタッフの成長を支援します。若者の力が発揮でき広がる NPO に努めます。海外(ドイツ他)へ職員を派遣し、海外の子ども支援事例に学び、事業の継続・充実を図ります。

⑥ 理事会の強化と広報事業の発展

理事をはじめ会員の方々の専門性や持ち味を生かした活動を組織するとともに、理事、会員のみなさまの活動内容を随時紹介し文化協会のメンバーシップを高めるよう努力します。担当理事の持ち味を生かした自主事業を工夫します。また広報媒体であるインファernoの Web 普及と同時に HP の充実を図ります。

⑦ 健全な財政と事務局の強化

NPO 活動が持続発展するためには財政基盤の確立は重要な課題です。そのためには、会員数の増加はもとより、自主事業の発展にも力を入れます。なお、昨年度は新たに事務所を拡張し快適な事務環境の整備に努めました。(2フロアー化)また新しい事務スタッフを迎え今後の活躍が期待されます。